2026 年 10 月 13 日

和光大学長
　半　谷　俊　彦　　殿

総務課

公的研究費に関する内部監査報告書

「和光大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン」および「科学研究費補助金の事務取扱規程」にもとづき、以下のとおり内部監査を実施しましたので、報告します。

1.　実施期間　　2026 年 7 月 22 日(水)～10 月 9 日(金)

2.　実施基準
　「和光大学　公的研究費　内部監査マニュアル」に従い、関係書類の内容確認、研究者および関係部局への聞き取り、現物確認等を行うこととした。

3.　実施対象　　2025 年度に科研費の交付を受けていた研究課題

4.　監査人
　総務課長　小島、総務係長　山中、総務課　飯嶋、総務課　堀口

5.　監査方法
　①　科研費通常監査・特別監査
　2025 年度に交付を受けていた研究課題のうち、謝金あるいは旅費が執行されていた課題から 2 件を無作為抽出し、実施した。
　通常監査では、収支簿・証拠書類（領収書）を関係書類の内容確認により行った。
　特別監査では、役務申請の内容、予算流用、氏名表記、学会前日の宿泊費の取り扱いについて、研究代表者および学術振興係に対してヒアリングを実施した。
　②　科研費リスクアプローチ監査
　2025 年度に交付を受けていた研究課題のうち、謝金（支払報酬・賃金）について収支簿・証拠書類（支払報酬申請書・伝票等）を監査した。

6.　監査の結果
　2025 年度に交付を受けていた公的研究費が適正に使用されているかどうか、合規制（規程等定められたルールに基づいているか)、正確性（虚偽の記載やチェックミス等ないか)、効率性（業務の適正な流れ)、有効性（予算執行状況の適宜確認）の各観点から監査を行ったところ、重大な問題は

見当たらず、いずれも概ね適正であると判断する。
ただし以下の点について今後に向けた改善を依頼する。

① 監査対象の課題において、依頼先の追加に至った経緯について説明をされているが、その理由については、必ずしも明確とは言い難い状況であった。今後は、研究計画を立てる段階において、必要となる依頼先や業務内容等をあらかじめ十分に検討し、可能な限り見通しを立てた上で、計画的に研究を実施されたい。
② 研究活動を伴わない前泊に係る日当は支出不可である旨が定められているが、今回監査対象の課題においては、支出根拠の客観性が十分とは言い難い。今後は、支出の妥当性を明確に説明できるよう、より詳細かつ客観的な根拠資料を求めるなど、適切な対応を図られたい。

7. 監事監査について

本報告書および監査資料をもって監事監査を実施いたします。

以　上